告示

○金融庁告示第六十九号

アイエヌジー グループ エヌ・ヴィが、平成二十七年五月二十九日付でエヌエヌ生命保険株式会社の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなったことに伴い、保険業法（平成七年法律第百五号）第二百七十一条の三十三第一項の規定によりアイエヌジー グループ エヌ・ヴィの同法第二百十一条の十第二項ただし書の認可がその効力を失ったので、同法第二百七十四条の規定に基づき、告示する。

平成二十七年九月四日

金融庁長官　森　信親

○法務省告示第四百五十六号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十七年九月四日

法務大臣　上川　陽子

認証紛争解決事業者の名称及び住所

大阪府行政書士会

大阪府大阪市中央区南新町一丁目三番七号

認証年月日

平成二十七年八月二十四日

○外務省告示第三百十号

平成二十七年八月二十五日にワガドゥグーで、中学校校舎建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルキナファソ政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　中学校校舎建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　十一億五千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十八年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　二石昌人在ブルキナファソ大使

ブルキナファソ側　ムッサ・ネビエ外務・域内協力大臣

平成二十七年九月四日

外務大臣　岸田　文雄

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第九号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第七条の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七条の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、告示第九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月四日から適用する。

平成二十七年九月四日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

表の下欄中「三、八一二円」を「四、一四二円」に、「四、二六四円」を「四、四九二円」に、「六、三三一円」を「五、九四三円」に、「一、〇七円」を「一、一〇八三円」に、「二、八五一円」を「二、九五八円」に、「七〇、五一〇円」を「六五、三一三円」に、「四〇、六三二円」を「三一、六七九円」に、「四三、一八八円」を「四一、八七三円」に、「四〇、一七二円」を「三一、二九九円」に改める。

○財務省、厚生労働省、経済産業省、環境省、農林水産省告示第十号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第一号）第七条の四第一号イ及びロの規定に基づき、主務大臣が定める市町村を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十七年九月四日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

厚生労働大臣　塩崎　恭久

農林水産大臣　林　芳正

経済産業大臣　宮沢　洋一

環境大臣　望月　義夫

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室、経済産業省産業技術環境局リサイクル推進課、財務省理財局総務課たばこ塩事業室、厚生労働省医政局経済課及び農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室に備え置いて縦覧に供する。）

○厚生労働省告示第三百六十三号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）第七十四条の三第十項の規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、その代表者の氏名を次のように変更する旨の届出があったので、同条第二十二項第二号の規定に基づき公示する。

平成二十七年九月四日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

在宅就業支援団体の名称	変更前の代表者の氏名	変更後の代表者の氏名	変更年月日
特定非営利活動法人ネビオン	武澤　利夫	向　昭彦	平成二十七年四月二十日

○農林水産省告示第二千五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県広島市安佐北区可部町大字下町屋字馬通一六八の二、二〇〇、字山根田五六四から五六七まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字馬通一六八の二・二〇〇・字山根田五六四・五六五・五六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、五六六

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び広島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　宮城県気仙沼市茗荷沢三の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

茗荷沢三の一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年九月四日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　徳島県那賀郡那賀町木頭助字向エ山四の一、六の一

二　指定の目的　水源の涵養